

四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例

四街道市こどもルーム条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

和良比小にじこどもルーム	四街道市美しが丘三丁目12番
和良比小ほしこどもルーム	

」

を

「

和良比小にじこどもルーム	四街道市美しが丘三丁目12番
和良比小ほしこどもルーム	
和良比小つきこどもルーム	

」

に改める。

第10条の2の見出し中「中途入所」の次に「又は中途退所」を加え、同条中「15日」を「16日」に改め、「場合」の次に「又は児童の退所する日が当該退所する日の属する月の15日以前の日である場合」を加え、「当該月分」を「当該入所又は退所した月分」に改める。

別表備考1中「夏季休業利用加算」を「夏季休業利用加算額」に、「の加算」を「の加算額」に改め、同表備考2中「午後6時以降利用加算」を「午後6時以降利用加算額」に、「の加算」を「の加算額」に改め、同表備考3中「土曜日利用加算」を「土曜日利用加算額」に、「の加算」を「の加算額」に改め、同表備考4中「休所日利用加算」を「休所日利用加算額」に、「の加算」を「の加算額」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。